

報告第1号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を別紙のとおり算定したので、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和6年9月3日提出

清水町長 阿部 一 男

1 健全化判断比率の状況（令和5年度決算）

（単位：％）

区 分	清 水 町	法令の基準	
	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.88	20.00
連結実質赤字比率	—	19.88	30.00
実質公債費比率	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字であるため「ハイフン」で表示しています。

※ 「将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回り比率が算定されないため「ハイフン」で表示しています。

2 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況（令和5年度決算）

（単位：千円）

区 分	会 計 名	実質収支額 又は 資金不足額・ <u>剰余額</u>	
一般会計等	一般会計	286,979	(1)
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計	15,142	
	後期高齢者医療保険特別会計	307	
	介護保険特別会計	36,916	
地方公営企業法適 用企業会計	水道事業会計	320,246	
	下水道事業会計	477,362	
合 計		1,136,952	(2)

標準財政規模		5,188,399	(3)
実質赤字比率	$(1) \div (3) \times 100$	▲ 5.53 %	
連結実質赤字比率	$(2) \div (3) \times 100$	▲ 21.91 %	

※ 黒字である場合、「実質赤字比率(%)」及び「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示しています。

3 実質公債費比率の状況（令和5年度決算）

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元利償還金の額（繰上償還額等を除く） (1)	1,034,063	1,145,836	1,158,723
準元利償還金 (2)	76,982	68,160	60,682
一部事務組合等が起した地方債の償還財源に充てたと認められるもの (3)	7,709	7,900	7,881
債務負担行為に係る支出のうち、公債費に準ずるもの (4)	10,201	69	0
公営住宅使用料等の特定財源のうち、元利償還金に充てたと認められるもの (5)	38,301	40,767	41,078
地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算入された基準財政需要額 (6)	701,369	779,441	783,922
標準財政規模 (7)	5,196,756	5,153,548	5,188,399

分子 (1)+(2)+(3)+(4)-(5)-(6)	389,285	401,757	402,286
分母 (7)-(6)	4,495,387	4,374,107	4,404,477

（単位：％）

実質公債費比率（単年度）	8.65965	9.18489	9.13357
実質公債費比率（3カ年平均）	8.9		

【参 考】

債務負担行為に係る支出のうち、公債費に準ずるものの内訳

（単位：千円）

内 訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国営土地改良事業償還金（特定財源を除く）	65	69	0
その他これらに準ずるもの（民間が施設建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助）	10,136	0	0

4 将来負担比率の状況（令和5年度決算）

（単位：千円）

区 分	令和5年度
一般会計の地方債現在高 (1)	10,383,565
債務負担行為支出予定額 (2)	23,538
公営企業債等繰入見込額 (3)	545,829
一部事務組合等負担見込額 (4)	75,987
退職手当負担見込額 (5)	1,109,696
充当可能基金現在高（特別会計に属する基金を含む） (6)	4,479,100
充当可能特定財源見込額 (7)	475,798
地方債現在高に係る償還として普通交付税に算入見込みの 基準財政需要額 (8)	7,980,948
標準財政規模 (9)	5,188,399
地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算 入された基準財政需要額（令和5年度算入措置額） (10)	783,922

分子 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(6)-(7)-(8)	▲ 797,231
分母 (9)-(10)	4,404,477

（単位：％）

将来負担比率	—
--------	---

※ 充当可能財源等が将来負担額を上回り比率が算定されない場合、将来負担比率は「ハイフン」で表示しています。

健全化判断比率の説明資料（令和5年度決算）

○実質赤字比率について

実質赤字比率は、「標準財政規模に対する一般会計等（本町の場合は一般会計）の実質収支額の割合」のことで、一般会計の収支が黒字か赤字かを判断する指標です。

令和5年度決算では、一般会計歳入総額 9,475,547 千円から一般会計歳出総額 9,153,692 千円を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源 34,876 千円を差し引いた実質収支額は、286,979 千円の黒字となるため、実質赤字比率はありません。

標準財政規模とは

自治体が標準的な状況のときに通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を合計した額となります。

令和5年度における本町の標準財政規模は 5,188,399 千円です。

○連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、「標準財政規模に対する本町の全ての会計の収支を足し合わせた額の割合」のことで、町トータルとして収支が黒字か赤字かを判断する指標です。

算定対象となる会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計となり、いずれの会計も黒字であり、実質収支額と資金剰余額の合計は、1,136,952 千円の黒字となるため、連結実質赤字比率はありません。

なお、本町が構成団体となっている一部事務組合等は、連結実質赤字比率の算定対象外となっています。

○実質公債費比率について

実質公債費比率は、「標準財政規模に対する一般会計が負担する公債費及び公債費に準ずる経費の実質的な割合の3か年平均」のことで、特定財源及び普通交付税算定における算入措置額を除いて算出します。

一般会計の標準的な年間収入（一般財源）が借金の返済に、どの程度充てられたかを示す指標です。

【 実質公債費比率の算出式 】

$$\frac{(1) + (2) + (3) + (4) - (5) - (6)}{(7) - (6)} \times 100$$

- (1) 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）
- (2) 準元利償還金
（水道事業会計及び下水道事業会計に対する一般会計繰出金のうち、各会計の地方債の償還財源に充てたと認められるもの）
- (3) 一部事務組合等が起した地方債の償還財源に充てたと認められるもの
（とちぎ広域消防事務組合、十勝圏複合事務組合（令和3・4・5年度）のうち、地方債の償還財源に充てたと認められるもの）
- (4) 債務負担行為に係る支出のうち、公債費に準ずるもの
（特定財源を除く国営土地改良事業償還金、清水駅東地区複合施設建設事業に係る補助金）
- (5) 公営住宅使用料等の特定財源のうち、元利償還金に充てたと認められるもの
- (6) 地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算入された基準財政需要額
- (7) 標準財政規模

本町の全ての会計のほかに、本町が構成団体となっている一部事務組合等の公債費に対する負担金を算入しており、連結決算の考え方が導入されています。

令和5年度の算定結果は、令和3年度から5年度の平均値で8.9%であり、元利償還金の増加等により、前年度算定値対比で0.1ポイントの増となっています。

【 実質公債費比率の推移（直近5か年） 】

決算年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
比 率	5.2%	6.1%	8.0%	8.8%	8.9%

○将来負担比率について

将来負担比率は、「標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき負債の実質的な割合」のことで、基金現在高、特定財源及び普通交付税算定における算入措置見込額を除いて算出します。

一般会計の標準的な年間収入（一般財源）と将来負担額を比べ、背負っている借金の大きさを示す指標です。

【 将来負担比率の算出式 】

$$\frac{(1) + (2) + (3) + (4) + (5) - (6) - (7) - (8)}{(9) - (10)} \times 100$$

- (1) 一般会計の地方債現在高
- (2) 債務負担行為支出予定額
(国営土地改良事業償還金に係る補助金のうち元金相当分)
- (3) 公営企業債等繰入見込額
(水道事業及び下水道事業に係る地方債現在高のうち、一般会計繰入金により返済する見込額)
- (4) 一部事務組合等負担見込額
(とちち広域消防事務組合、十勝圏複合事務組合の地方債現在高のうち、一般会計からの負担金により返済する見込額)
- (5) 退職手当負担見込額
(令和5年度末時点で全職員が退職したと仮定した場合の退職手当組合負担金見込額)
- (6) 充当可能基金現在高（特別会計に属する基金を含む）
- (7) 充当可能特定財源見込額
(公営住宅使用料等のうち元金償還に充てると認められるもの、国営土地改良事業償還金のうち受益者が負担金すべき額)
- (8) 地方債現在高に係る償還として普通交付税に算入見込みの基準財政需要額
- (9) 標準財政規模
- (10) 地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算入された基準財政需要額（令和5年度算入措置額）

令和5年度の算定結果は一般会計の地方債現在高の減少等により前年度に引き続き比率が算定されません。

【 将来負担比率の推移（直近5か年） 】

決算年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
比 率	16.7%	1.0%	—	—	—

清 監 査 号
令和6年8月20日

清水町長 阿 部 一 男 様

清水町代表監査委員 飯 野 光 

清水町監査委員 西 山 輝 和 

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により
審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率の審査について、
審査の結果を別紙のとおり意見を付して提出する。



令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和5年度清水町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の期間

令和6年8月19日から令和6年8月20日まで

3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	14.88	
② 連結実質赤字比率	—	19.88	
③ 実質公債費比率	8.9	25.0	
④ 将来負担比率	—	350.0	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。
- ② 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。
- ③ 実質公債費比率は、8.9%となっており、早期健全化基準を16.1ポイント下回り、令和4年度の8.8%から0.1ポイント増加している。今後も財政の規模に見合った運用に努めるべきである。
- ④ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることから比率が算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。